



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 永 大 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 川 康 長
(コード番号：7822 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 植 村 正 人
(TEL. 06-6684-3062)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 78 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 14 条並びに第 27 条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。</p> <p><u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第28条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>が招集する。</p> <p><u>その取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>が議長となる。<u>その取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>が招集し、議長となる。<u>その取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第28条～第48条 (現行どおり)</p>